

「「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について、その要綱を本年10月29日に公表し、11月28日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、15件のコメントが寄せられました。本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備		
1	(1)上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重 ・「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の見直しは検討していないのか。	上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改定については、OECDのコーポレート・ガバナンス原則の検討状況や諸外国の動静をキャッチアップしつつ、今後必要に応じて見直しを検討してまいります。なお、「上場制度整備の実行計画2009」に掲げた内容について、本年12月22日に改定を実施いたしました。
2	(2)コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実 ・「コーポレート・ガバナンス体制の状況」の選択に関する理由の開示を求める趣旨を明確にすべきである。	自社のコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由の開示を求める趣旨は、自社のガバナンス体制を会社としてどのように捉えているのかについて株主・投資者へ説明する仕組みを導入することで、上場会社に対してガバナンス体制の実効性について再考する機会を提供し、上場会社と株主・投資者との対話を通じたガバナンスの充実に向けた一助となることを期待するものです。
3	・監査役会設置会社においては、社外取締役の設置は自主的な判断にゆだねることを明確にしていきたい。	今回の改正においては、監査役設置会社に対して社外取締役の設置を行うことを求めるものではありません。コーポレート・ガバナンス報告書における自社のガバナンス体制を採用している理由の

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	<p>・コーポレート・ガバナンス報告書において、ガバナンス体制について企業に考え方の開示を求めることには賛成だが、形式的な記載が定番化し、実質的に有用な情報が得られないことのないよう、十分に指導してほしい。</p>	<p>開示にあたって、社外取締役を設置している会社は、当該社外取締役の役割や機能について、社外取締役を設置していない会社は、社外取締役の役割を代替する独自のガバナンス体制の整備、実行について記載していただくこととなります。</p> <p>形式的な開示に終わることなく、株主・投資者への説明責任が実質的に十分に果たされるよう、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領等において留意いたします。なお、記載例集の作成なども、今後の検討課題としております。</p>
5	<p>(3)独立役員 独立役員の確保</p> <p>・なぜ上場会社にとって独立役員が必要なのか。</p>	<p>独立役員は、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と独立性の確保の両面に配慮し、一般株主・一般投資家が存在する上場会社としてのこれらの保護のためのミニマム・スタンダードとして、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立」な役員が1名以上は存在することを求めるものです。</p>
6	<p>・独立役員の具体的な職務内容や権限、選任方法、任期等は、どのようなものを想定しているのか。既存の社外取締役、社外監査役と異なるのか。</p>	<p>独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その職務内容や権限、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で、各上場会社の任意で定めることができます。また、当取引所では、独立役員制度の実効性を高める観点から、その役割や留意事項等について、上場制度整備懇談会において追加的な検討を行い、独立役員に期待される役割についてより具体的に提示することを検討しております。</p> <p>なお、上場管理等に関するガイドラインにおいて、当取引所とし</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	<p>・独立性の観点から、東証に事前相談を要する参考例が挙げられているが、これらは、現在の役職のみを含み、過去に一定の事由に該当していた場合は含まないと理解してよいか。</p>	<p>て一般株主と利益相反の生じるおそれが高いと判断する基準について明記いたしました。独立役員として指定する役員がここに掲げた事由に該当する場合には、事前相談をしていただくこととなります。</p> <p>利益相反が生じるおそれが高いと考えられるため事前相談を要するのは、現在、上場管理等に関するガイドラインに明記した各要件に該当している場合とすることといたしました。</p> <p>したがって、過去（直前を除く）に各要件に該当していた者を独立役員として指定する場合には、その旨のコーポレート・ガバナンス報告書における開示は必要となりますが、事前相談は不要という取扱いとなります。</p>
8	<p>・独立役員は「一般株主と利益相反が生じるおそれの『ない』者」であることが必要なのか、「一般株主と利益相反が生じるおそれが『高くない』者」であれば選任対象となるのか。</p>	<p>独立役員は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であることが必要です。独立役員が一定の事由に該当する場合には、上場会社は当該事由に該当してもなお一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として独立役員に指定する理由をコーポレート・ガバナンス報告書において開示することとなります。</p>
9	<p>・親会社やメインバンクの役員・従業員等は、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者であるとしたうえで、このような場合は、一般株主と利益相反が生じる「おそれが高い」としているが、親会社やメインバンク出身の社外役員が、当該上場会社に適切な牽制機能を果たすことも十分に想定されるため、「可能性がある」等の表現に修正願いたい。</p>	<p>一般論として、親会社やメインバンク出身の社外役員が、当該上場会社に適切な牽制機能を果たす可能性を否定するものではありません。当取引所としては、経営監督の実効性と、経営陣からの独立性とは異なる要素として捉えており、独立性という観点から言えば、親会社やメインバンクの業務執行者を兼任している社外役員は一般株主と利益相反が生じるおそれが外観的には高いと考えられます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	<p>・「主要な」「多額の」にあたるかということは、会社法等の実務に準ずるものとして、各社の判断に委ねられるということ、また、各社が「主要な取引先」等に該当しないと判断した場合には事前相談は不要であることを確認したい。</p> <p>加えて、「主要な」「多額の」といった各社のもつ基準は、公表を求められるものではないことを確認したい。</p>	<p>なお、メインバンクという表現をそのまま規則上用いることは誤解を招きうるため、規則上は、「主要な取引先」に該当するか否かによって判断をしていただくことといたしました。</p> <p>ご認識の通り、「主要な」「多額の」といった概念について、各社の会社法等の実務における判断基準に基づき、これにあたらぬと判断した場合は、事前相談は不要となります。</p> <p>なお、「主要な」「多額の」といった各社の判断基準については、一般論としては、コーポレート・ガバナンス報告書における開示において、必要に応じて開示していただくことにも意味があるものと考えられます。</p>
11	<p>・「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」に責任限定契約を締結している社外役員は含まれるという理解で良いか。</p>	<p>責任限定契約の締結の有無によって、一般株主との利益相反のおそれの有無が左右されるものではないと考えます。責任限定契約を締結している社外役員であっても、他の社外役員と同様に独立役員としての適格性の判断がなされます。</p>
12	<p>・独立役員が任期満了を待たずに何らかの理由で退任したが、(社外) 役員の法定員数は満たしているため臨時株主総会での役員選任は不要な場合に、独立役員不在の期間が生ずるが、この場合の取扱いはどうなるのか。独立役員確保のために臨時株主総会を招集しなければならないのか。</p>	<p>独立役員の届出は、新たに選任される役員を独立役員として指定する場合に加え、独立役員が退任する場合にもご提出いただくことを想定しておりますので、独立役員が不在となった場合には速やかにその旨を届け出いただくとともに、コーポレート・ガバナンス報告書にその旨を開示していただくこととなります。</p> <p>期中に独立役員が不在となった場合については、一般論としては、その理由や届出の状況も考慮しつつ、企業行動規範の違反として実効性確保手段の適用の対象とすべきかどうかを判断することとなります。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員が孤立して期待される本来の役割を果たせない危険性を考えると、将来的にはこれを複数（2名以上）できれば取締役、監査役それぞれに2名以上をおくことを東京証券取引所が上場会社に求めていくべきだ。 	<p>1名以上の独立役員の確保の義務付けは、上場会社として最低限満たすべきコーポレート・ガバナンスのミニマム・スタンダードとして遵守を求めるものです。今回の制度改正においては、コーポレート・ガバナンスの開示の拡充も行っており、上場会社と株主・投資者との対話を通じたコーポレート・ガバナンスの充実を目指しております。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役または社外監査役について、1名以上独立性の高い人物を選任する、ということは大半の企業で行われているため、この規定は企業に対して、独立役員が1名いればそれでガバナンスは十分という誤解を受ける可能性がある。独立性の高い社外取締役を1名以上導入することが望ましく、その体制を選択しない場合においては、監査役会の半数を占める社外監査役については、会社と一切の利害関係を有さない、高い独立性が認められる人物を選定すべきであると考えます。 	<p>さらなる対応については、制度導入後の実態を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> 会社が取引所に届け出た内容の公衆への縦覧、コーポレートガバナンス報告書での開示が想定されているが、それでは不十分であり、（1）招集通知の事業報告にある「会社役員に関する事項」に誰が独立役員なのかを記載すること（2）招集通知の取締役選任議案および監査役選任議案において候補者に独立役員が含まれる場合はその旨を記載することを義務付ける必要がある。 <p>独立役員の開示</p>	<p>招集通知の記載事項については、会社法施行規則によって規律されているものですが、一般論としては、上場会社が任意に独立役員に関する情報提供を行うことも望ましいものであると考えられます。なお、当取引所では、平成22年3月期決算会社の株主総会から招集通知を当取引所のウェブサイト上で閲覧可能とする対応を行い、株主・投資者の利便性向上を図ります。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法に基づく監査は、特別の利害関係のない独立した公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）によることが要求されており、独立性のない監査人による監査は無効とされている。 	<p>ご指摘のとおり、法に従って独立性のある監査人によって監査が行われている限りにおいては、会社を監査したことのある公認会計士について、独立役員としての独立性が問題になることはないもの</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
17	<p>これを受けて、公認会計士法をはじめ、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令においては、監査責任者及び当該監査法人に所属する公認会計士の利害関係について、厳しい独立性に関する規定が設けられている。したがって、監査報酬は被監査会社と利害関係のない監査人が受領する業務の対価であり、「多額の金銭その他の財産」には該当しないものとして取り扱うことが適切と考える。</p> <p>なお、監査人であることを踏まえた指定理由が記載されると、当該記載により金融商品取引法に基づく監査自体が独立性に疑義のある監査人によるものではないかとの誤解を与えることが危惧される。</p> <p>・「主要な取引先」の範囲が不明確であるうえ、会社法・会社法施行規則とは異なり、自社から見た場合のみならず他社から見て主要な取引先に該当する場合を含んでいる。しかし、自社が他社にとって主要な取引先に該当するかどうかは、的確に判断するのは困難であり、制裁措置に裏付けられた規定として不適切である。</p> <p>他社から見た場合を含むのであれば、「取引の過半を占める場合その他経営依存度が著しく高い取引先」(大口顧客等ではなく、経営を依存する下請企業等)など、より具体的かつ実務に支障を及ぼさないような基準を設ける必要があるのではないかと(実務取扱いに関す</p>	<p>と想定しています。</p> <p>一方で、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する概念的枠組み適用指針」においては、依頼人からの報酬への依存度の高さにより独立性に関して脅威が生ずる可能性があるとしており(適用指針第107項以下) そのようなケースについては、独立役員としての独立性についても同様に脅威が生ずる可能性があるものと考えられます。</p> <p>そこで、独立役員の指定理由に関して加重された開示を要するかどうかの判断(監査報酬が「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かの判断)においては、当該適用指針への該当状況等を参考にすることができると考えられますことから、その旨を実務上の取扱い等において明確化いたします。</p> <p>あわせて、独立役員の指定理由に関する開示が求められる場合であっても、このことにより株主・投資者において金融商品取引法に基づく監査人の独立性に対しても疑義があるといった誤解が生じないよう、適切に周知を図っていくことといたします。</p> <p>「主要な取引先」に該当するか否かについては、各社の会社法等の実務における判断基準に沿った水準を想定しています。また、他社から見て主要な取引先に該当する場合については、独立役員として届出をいただく方の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業に、直接ご照会いただく等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定していますが、これに限定するものではありません。</p> <p>なお、制度の開始後において、実務に著しい支障がある場合には、開示の実益、実効性等の観点を踏まえつつ、適宜見直しを行うなど、</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
18	<p>る通知等による対処を要望)。</p> <p>・「過去」の解釈については、現在における主要株主や主要な取引先の業務執行者に過去に就いていたかどうか問題なのであって、過去における主要株主等の業務執行者に現在就いているかどうかは問題とならない点について明示していただきたい。</p> <p>また、親族関係については、過去該当していたかについて(すなわち、死亡や離婚、離縁などによって親族関係が解消された場合は)問わないこととすべきである。</p>	<p>適切な対応を図ってまいります。</p> <p>過去における主要株主等の業務執行者に現在就いているかどうかということや、過去の親族関係を開示の対象とするものではないということについては、規則上明確化いたしました(有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等)。</p>
2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し		
19	<p>(3)内部統制報告書の提出に係る適時開示</p> <p>・適時開示の対象とする必要はない。少なくとも適時開示の対象とするのは時期尚早である。</p> <p>(理由)</p> <p>・重要な欠陥がある旨などを記載することを決定する時期と内部統制報告書を提出する時期はほぼ同時期であり、適時開示の必要性は乏しいと考えられる。</p> <p>・内部統制報告書はE D I N E Tで誰でも閲覧可能であり、投資家への情報提供という点で既に公平性が保たれていると考えられる。</p> <p>・金融庁の「内部統制報告制度に関するQ & A」において、「内部統制に重要な欠陥が存在する場合には、それが財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるということであり、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではないことに留意する必要がある」(問48の答)と、あえて記載しているとおり、「重要な欠陥」等について適時開示の対象とする</p>	<p>内部統制報告書の提出に係る適時開示については、内部統制報告書上の「重要な欠陥」の存在の事実のみが報道等で伝えられたりしている状況を踏まえ、上場会社自身に「重要な欠陥」について具体的な内容の説明を求めることで、投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝え、ご指摘のような混乱を生じさせないため、この度、適時開示の対象とするものです。また、東証では、公開買付けやそれに係る意見表明などE D I N E T上で閲覧可能な情報であっても投資者の適切な投資判断上必要であると考えられる情報については、当該情報の適時開示を求めています。なお、内部統制報告書制度に基づく開示が開始され、一定程度の期間が経過したことに伴い、評価のレベル感や「重要な欠陥」の幅について、ある程度の共通認識が醸成されたと考えられることから、適時開示を求めることとしても、投資家の適切な投資判断を損ねる弊害を招くことはないと考えております。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
20	<p>ことのみをもって、あたかも信頼性がない財務諸表と誤解するような混乱を生じさせる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」（平成20年1月29日）において、「内部統制報告制度の導入に伴う対応」として、「『重要な欠陥』又は『評価不実施』の記載を行うことを決定した場合」に適時開示を求める方針案を示していたが、最終的には時期尚早とされた。内部統制報告制度がスタートして1年半しか経っていない現在、「重要な欠陥」等に係る適時開示を求めることによる弊害が完全に払拭したかどうかは、まだ分からない状況である。 「重要な欠陥」の存在のみ内部統制監査報告における適時開示の対象とするのは、「重要な欠陥」の存在が、ことさらに財務報告の信頼性を損なわせるものという誤解を一般投資家に与えることになり、企業にとっても却って開示をためらわせることになりかねない。そのため、適時開示においては、重要な欠陥を解消するために将来に向かってどのような取り組みを行うかという、前向きな情報開示事項とすべきである。 	<p>適時開示の具体的な内容や考え方については、会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り明確化していきます。具体的には、重要な欠陥が存在する場合、その内容、事業年度末日までには是正されなかった理由に加えて、重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容について記載を求めることを想定しています。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> 適時開示のタイミングについて、解釈に幅が生じず、企業が判断に迷うことがないように、「内部統制報告書の提出日」と分かる明確な規定にして頂きたい。 	<p>適時開示のタイミングについては、会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り明確化していきます。内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで重要な欠陥を是正する努力が求められますので、基本的には内部統制報告書の提出と同時期になされるものと考えられます。</p>
	<p>3. その他</p> <p>(1) IFRS導入に向けた体制の整備</p>	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
22	・財務会計基準機構への加入は上場企業の義務とすべきである。	上場企業における財務会計基準機構への加入実態を踏まえつつ、引き続き検討して参ります。

提出者：1, 2, 12 = 第一東京弁護士会 総合法律研究所 金融商品取引法研究部会有志、3, 7 = 第二地方銀行協会、6 ~ 9, 11, 19 = 全国銀行協会、6 = みずほインベスターズ証券、6 = 三菱UFJ証券、10, 17, 18, 20, 21 = 日本経済団体連合会 経済基盤本部、13 = 一般社団法人日本取締役協会 独立取締役委員会、15 = リスクメトリックスグループ ISS ガバナンスサービスズ、16 = 日本公認会計士協会、4 ~ 6, 12, 14, 22 = 個人

以上